

仕 様 書

1 委託業務の名称 年度 高島市個別避難計画作成業務委託

2 履行場所 高島市内

3 委託期間 契約締結の日から 年 3 月 3 1 日まで

4 目 的

本業務は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 1 4 に規定する避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための個別避難計画作成し「誰一人取り残さない防災」と「地域共生社会」の実現を図ることを目的とする。

5 業務内容について

別冊「個別避難計画作成手順書」のとおり

6 業務の再委託について

- (1) 受託者は、業務を一括して他の事業者にも再委託することはできない。また、業務の一部を第三者に再委託するときは、事前に市の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託したときは、再委託先に、個別避難計画作成業務委託契約書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為およびその結果に対するすべての責任を負うものとする。

7 個人情報保護、守秘義務等

- (1) 本業務に従事する者は、本業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これらの職を退いた後も、同様とする。
- (2) 個別避難計画作成業務委託契約書に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

8 その他

この仕様書に記載のない事項及び仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、高島市および受託者が協議の上、決定するものとする。

9 高島市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。
- (2) 受注者は、前号の規定により通報を行った場合は、速やかに通報書（別記様式第 1 号）により高島警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（すべての協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に影響

被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
(参考) 個別避難計画作成業務とその流れ(詳細は個別避難計画作成手順書参照)

防災と保健・福祉の連携による



個別避難計画作成手順書

高島市 健康福祉部 社会福祉課
【Ver.1.04.10】



高島市マスコットキャラクター「たかや」



- (1) 優先順位チェックシートの作成・提出【様式1】
- (2) 個別避難計画作成者(その家族)への趣旨説明および本人同意【様式2】
- (3) 委託契約の締結【様式3】
- (4) 個別避難計画(案)(計画様式A～D)の作成
- (5) 個別避難計画研修会への参加(できる限り)
- (6) 当事者アセスメントの実施(必要に応じて市も協力)
- (7) 地域調整会議(ケース会議)の調整
- (8) 地域調整会議(ケース会議)への参加(必須)
- (9) 地域調整会議(ケース会議)を踏まえた個別避難計画の修正・防災訓練(避難訓練)の内容検討
- (10) 防災訓練(避難訓練)の打合せ
- (11) 防災訓練(避難訓練)への参加(必須)
- (12) 防災訓練(避難訓練)を踏まえた個別避難計画の修正・完成、完成した個別避難計画の関係者への配布
- (13) 受託業務実施報告書【様式4】・委託料請求書【様式5】の提出